解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十一月五日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月一日

滋賀県野洲市行畑八八四番地
野洲町中畑・小篠原土地区画整理組合
代表清算人　山中　和夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十月二十五日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月一日

福岡県久留米市城南町三番地一二
ＪＲ久留米駅前第一街区市街地再開発組合
代表清算人　緒方　久藏

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十二年十月十二日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月一日

北海道雨竜郡秩父別町四一〇一番地
秩父別町土地開発公社
清算人　岡崎　稔

解散公告（第三回）

当社は、平成七年五月二十九日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月一日

兵庫県尼崎市東海岸町一番地九
高島金属興業株式会社
仮清算人　弁護士　阪田　健夫

解散公告（第三回）

当社は、平成十三年八月六日山口地方裁判所萩支部において破産宣告を受けて解散し、今般清算人が選任されましたので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月一日

山口県萩市椿東二一八七番地の八
有限会社岡建商社
清算人　榎木　貴之

配当公告

群馬県吾妻郡嬬恋村大字西窪一三番地
破産者　フジテック株式会社
右の者に対する前橋地方裁判所平成二十二年（フ）第一一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二〇一、三七二、八八五円

一、配当することのできる金額
金一三、八八五、四五二円

平成二十二年十二月一日

群馬県前橋市古市町一丁目四三番地一
破産管財人　弁護士　釘島　伸博

配当公告

福井県坂井市丸岡町東陽一丁目八カーサエスポワールＣ一〇二、旧住所福井県坂井市丸岡町一本田第四号三九番地一
破産者　池端　泰孝
右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年（フ）第一六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三億三七八六万七八九七円

一、配当することのできる金額
金二七六〇万七七七五円

平成二十二年十二月一日

福井市春山二丁目二番一六号
破産管財人　前波　裕司

配当公告

福井県坂井市丸岡町西瓜屋第一号一番地一
破産者　丸好商事株式会社
右の者に対する福井地方裁判所平成二十年（フ）第四七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三億四八六七万五八八九円

一、配当することのできる金額
金七三七三万六四七九円

平成二十二年十二月一日

福井市春山二丁目二番一六号
破産管財人　前波　裕司

配当公告

長野県下伊那郡阿南町新野五〇二番地
破産者　後藤建設株式会社
右の者に対する長野地方裁判所飯田支部平成十七年（フ）第二〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金六三〇、三一〇、六四〇円

一、配当することのできる金額
金八一、七七五、三九八円

平成二十二年十二月一日

長野県飯田市鈴加町二丁目一六番地一
破産管財人　原　正治

配当公告

愛知県津島市金柳町字神様田一六五番地一
破産者　株式会社奥村精工
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第二六四四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金七三八、八七七、〇一七円

一、配当をすることのできる金額
金一〇、八四七、五四〇円

平成二十二年十二月一日

名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル三階鈴木真司法律事務所
破産管財人　鈴木　真司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県二本松市松岡一八八番地、最後の住所福島県郡山市菜根三丁目二一番一〇号郡山ハイツ四〇七　被相続人　亡　石橋　英子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

福島県郡山市大槻町字新池下三番地市営住宅一―四―三五
相続財産管理人　司法書士　加藤　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市本町一丁目二番地、最後の住所福島県郡山市久留米四丁目一一四番地の一　被相続人　亡　柳沼　源士
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

福島県郡山市大槻町字新池下三番地市営住宅一―四―三五
相続財産管理人　司法書士　加藤　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県日光市木和田島六五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福田　春男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月一日

栃木県宇都宮市清住三丁目五番三号　白井裕己法律事務所
相続財産管理人　白井　裕己

第31期決算公告　平成22年12月1日

神奈川県川崎市多摩区長沢４丁目37番７号
株式会社小倉総合設備
代表取締役　住友　俊雄

貸借対照表の要旨（平成22年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,207
	固定資産	20,161
	資産合計	**142,368**
負債及び純資産の部	流動負債	108,716
	固定負債	0
	負債合計	**108,716**
	株主資本	33,652
	資本金	50,000
	利益剰余金	△16,348
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△21,348
	（うち当期純損失）	(28,348)
	純資産合計	**33,652**
	負債・純資産合計	**142,368**